

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望

国は、新型コロナウイルス感染症への対策が危機管理上、重大な課題であるとの認識の下、4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発出し、首都圏では東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県が緊急事態措置を実施すべき区域とされた。

そうした中、各都県においては、既に同法第24条第9項に基づく施設の使用停止及び催物の開催停止の要請を実施することが示されており、今後、一都三県が一丸となって感染拡大防止に取り組むとともに、営業自粛等に協力していただく中小企業への支援策を講じていくことが必要である。

また、既に、千葉県においても、感染経路の不明な患者が散発的に発生し、一部の地域では感染拡大の傾向が見られており、感染が拡大する東京都と近接し、都内との生活、経済活動に伴う往来が活発である各都市においては、今後さらに感染が拡大した際の医療体制の確保に強い懸念を抱くものである。

ついては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、以下のとおり、緊急に要望する。

- 1 施設の休業要請に伴う休業補償など中小企業への支援策を早急に実施するとともに、所要財源の確保について国に要望すること。
- 2 感染者の増加に備えた病床及び軽症者のための宿泊施設の確保等の取組みをさらに加速するとともに、これらを市独自で実施した場合、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の行動計画に位置付け、適切な財政措置を行うこと。
- 3 クラスターの発生場所、規模等について、迅速に情報を共有するとともに、的確にこれを公開し、それらの場所への外出の自粛要請を強力に行うこと。

令和2年4月13日

千葉県知事 森田健作様

千葉県長	熊谷俊人
船橋市長	松戸徹
松戸市長	本郷谷健次
柏市長	秋山浩保